平成２２年（フ）第４３５号
静岡県浜松市中区寺島町285―８―５―704
債務者　花輪　美恵
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３９号
東京都中野区鷺宮５丁目18―８
債務者　松岡浮列こと　羅　　浮列
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４０号
埼玉県さいたま市南区別所６丁目６―12―101
債務者　新坂　俊美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４１号
埼玉県さいたま市南区別所６丁目６―12―101
債務者　新坂　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４２号
千葉県柏市南増尾６丁目３―17
債務者　加藤　政男
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４３号
千葉県柏市青葉台１丁目16―８
債務者　加藤眞理子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４５号
東京都江戸川区本一色１丁目33―11―305
債務者　近藤　知子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４６号
千葉県四街道市大日437―24―Ｂ203
債務者　釣谷　昌伸
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６８号
東京都世田谷区成城３丁目25―11―102
債務者　池田　　曠
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６９号
東京都世田谷区成城３丁目25―11―102
債務者　池田　富子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７０号
埼玉県狭山市入間川１丁目18―12―302
債務者　松本みゆき
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７４号
茨城県常総市大生郷町159―２
債務者　岩崎　智郁
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７５号
東京都新宿区上落合２丁目13―１―101
債務者　仲宗根常雅
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７６号
東京都杉並区宮前３丁目５―19　ファミール宮前２号棟102
債務者　吉村なおみ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７７号
東京都新宿区須賀町10―202
債務者　早川　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７９号
東京都杉並区下高井戸４丁目27―18　雪ハイツ
債務者　福田　国守
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部